第六拾九百貳號　（昭和27年9月25日第三種郵便物認可）　THE MIIKE　（毎週日曜日発行）　昭和二十八年（1953）九月六日（日）

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町
電話3033番
炭鉱 528 475 番
編集発行人 平島敏治
三鉱労組印刷工場
組合三鉱労機関紙

首切り状を叩き返す

會社側を震え上らせた十時間

返上デモ本社を制圧

会社の暴虐なやり方に抗して、勧告期限の切れる四日決行された首切返上デモは、けだし組織初つて以來の壯絶さだつた。降りしきる雨の中午後一時からの被通告者とその家族約二千によるデモを皮切りに時限ストを終つたこの日午後一時、雨で多少危ぶまれた憲法をこらした四斗樽に勧告書を込んで来た。中でも等身大の首無せたにもかゝわらず、鉱組本部前詰めたのを神輿の様にかついだ人形を押し立てた三川支部、血塗不知火校々庭には夫々思い思いの被通告書が各支部毎に綿々と繰り溢れ四斗樽に「返上」の一札を乗向う。鉢行々進にかゝるやその勢いで二気に本社屋内になだれ込み川副組合長「首切は死活の問題だ贈上所長室を中心に割れるようなデモをかけ、さしもの建物も引つくりかえらんばかり、四斗樽をデ一、勧告書は突返すから受取つて呉れたい

炭労大會對策
第廿二回中央委員會

炭労大会対策を主題に第廿二回臨約して会期中に打開する。中央委員会は廿九日午前九時から労働会館で開催、議題左社田中総男代議士並びに共産党国際筋之氏から激励のメッセージを受け、廿四、廿五の両日ひらかれた九本臨時大会の報告（木村労働部長）仁闘経過（河野書記長）大地部共闘（花園政対部長）の諸報告を夫々聴聞の上討議事に入る。

炭勞大會對策

企闘に対する指導、統制、戦術等不満があるので厳しく批判し、より強く闘う方式の確立をはかるほか期末手当、法闘ストにおける統制問題、労協、経営社会化闘等基本的態度を討議の上、上京代議員に一任、闘争資金追加予算、積立金等金額の問題については大衆討論にかけた上支部委員会の結論を

闘爭豫算

九月九円、十月以降毎月七円（内三円は九本に還付）を河野書記長から提案、異議なくこれを承認。

スト資金積立

理念だけを先ず認め、実施時期については企闘引き去り金完了後にすると云う事で満場一致可決。

バージ復職同盟に對する協力

各人月一円宛の強制カンパにするかで暗闇にかけた上支部委員会の結論を

十月以降賃闘

マーケット・バスケット方式を加味した新五原則並びに要求額につき慎重剣に討議の末これを承認決定

遺失物として扱う
不そんな會社側の態度

四時少し前山の上クラブで服部人三、笹通告書を引続き就労させろ事部長を探し当て同道を求め、交渉に三度につき会社側の回答を求めた。これに対し阿部労働課長、中央、地方共に組合が団交をつづけていたから取り戻しに来たようなデモをかけ、さしもの建物も引つくりかえらんばかり、四斗樽をデ一、勧告書は突返すから受取つて呉れたい

感想文
家庭経済に就て

入選五席

宮浦支部　山下ちえ子

私は最近家庭経済について色々と考えさせられ実行に移しつつあるものですが、どうか皆様方にも幾分なりとも参考になればと思いますし申し述べさせて戴きます。それは毎日かがさすつけていた私の家計簿がかえつて非常にルーズなところから来ているのです。月給が入れば予算なしで毎日のお菜や子供の物をどん〳〵買つてしまいます。従つて半月もたつともう出端で御飯を食べるという極端な有様もちろん家計簿などつけてはおりませんでした。そこで昨年の苦しい六十三日の闘争から家計生活をあらためて家計をモットーとして勝ちうることが出来ました。それは第一に家計の切盛いくら一生懸命になつても夫が必要以上に無駄づかいしないよう協力してくれなくては何にもなりません。夫の協力を得るとともに主婦は絶対妻であり母である資任のもとに家計を上手にすることです。第二に必ず予算をたてること。まず夫が給料を貰つて来ましたら盆月別に封筒に入れ即に毎日の副食及び子供のおやつ代は十日の割にして固いすきるのを防ぐとともに市場の買物には一日分の予算以外の金は絶対持たないこと。ちようと不便と感するときもありますがこれが家計のやりくり上一番大切であると感じております。第三に衣料、家具その他の修理は出来るだけ人手を頼わないこと。幸い私の家にはミシンがありますので夫のズボンに、私の色あせた服を染めかえて昼女の服にといろ〳〵工夫いたします。ラヂオを聞きながらミシンを踏む楽しさは私の最もうれしい一こまなのです。又買物なども季節の終りに買つておくようにし一ケ月の苦しみを切り抜けると翌月から苦しさが楽しさになり、節約をなくし此の後の闘争にかゝれてから勝抜く覚悟で今年の暮が家の家庭経済の方針を立て行きたいと思つて日々を過しています。

創作（入選三席）
小泉さんの死（一）

芦河原譲作

久慈悠一画

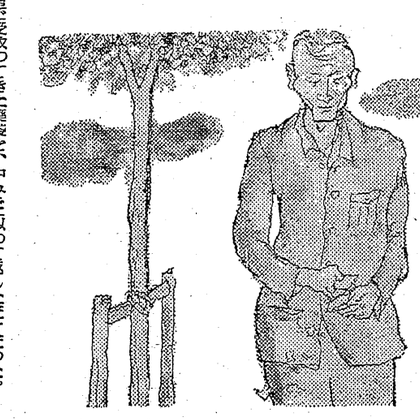

十二月も半ばを過ぎたというのに、昨日迄は小春日和を思わせる暖かい天候、夕暮からの雨で一夜寒気を明かすと、急に冬めいた季節をむき出しにしていた。駱雨をすくいるうち終戦の日を見た。押しよって来る冷い風がひやりと首筋をせる経済危機にも何とかやつて行けるだけの小金も知らずの中に貯つていた。併して新らしい思潮が広まつた。そして、それは結果を、仇で報いられた小泉さんの言葉で、朝、あつたが、その風潮に一番に痴的に馴染んでいつたアプレの典型的な女の縁子であつた。戦争で疎開期を過していたのが、銀を脚かれた発情期の犬のように、飛んで行つたまゝ帰つてこなかつたのだ。半年も過ぎて縁子の消息もなく、皆無だと聞くと、隣の好意から小泉さんは改めて妻帯を勧められたが、しかし小泉さんは好意には好意を

お父さんや兄さんの首を切らせるな　（決起大会における子供デモ隊　笹林公園にて）

奇怪な市の態度
前進

八月三十一日吾々は首切完全撤回のため、三度目の総蹶起大会を開催し、歴史的な大動員と大デモを決行した。この成果は死の宣告にも等しい首切りに抗議する労働者の怒りと生きるための血の叫びを端的にさし示したものと云えよう。

×　×

今次の首切りは労働者のみの不幸でなく一般市民に及ぼす影響も甚大なので、大牟田全市民の問題として之を市民運動に盛り上げ大地評が主体となつて闘い、今でさえ失業都市と云われている大牟田にこれ以上首切りを出さないよう市に協力方を要請することになつた。

×　×

三楽の首切闘争に市長の協力が足りなかつた、或は出張旅費稼ぎであつたなどの悪評が流布されたが、今次炭鉱の首切りは市の運命を決し、市民が共倒れするか否かの問題なので、市側の強力な協力を期待してこの折衝をつづけて来た。

たまたま三十一日の蹶起大会には大地評各単産の愛の紙吹雪を市役所屋上より散らし各単産の組合旗で迎え入れ、市の協力を要請する手筈であつた。

×　×

デモ隊が市庁に到着し、浦川副組合長が市長に面会を求めた処、この蹶起大会を事前に察知したのか市長は不在、大地評の幹部に対し山田助役は「諸君ビラを撒いては困る、赤旗を振つては困る」と労働者の盛上つた意気を無視、会社の首切強行に対する様な奇怪な態度をとり会社が一方的に行つたのでこういう事になつた」と遺憾の意を表明これに対し勧告書を受取れ」「受取らん」と押問答がなかなか続く。最後にかぜ〳〵を十重二十重に囲んでワッショ〳〵のデモに移る。雨は一層強くなつたが、即時回答をせまる組合と絶対に回答しないと対立し、結果に於ては「会社は万全の努力をする」「理由説明は四日四時以前になす」ことで解散、各々作業についた。

×　×

吾々は責任をもつて推薦し、清き一票を行使した道義的な責任に於ても無能無策且権力にこび一方的な市政を司る事を止めない限りそのような市長に対しリコールの強権を発動し、真に市の繁栄と全市民の幸福のため市政執行出来る人材を改めて選ぶであろう。そうする事こそが労働者、中小企業者の前進を意味するものであると確信する。

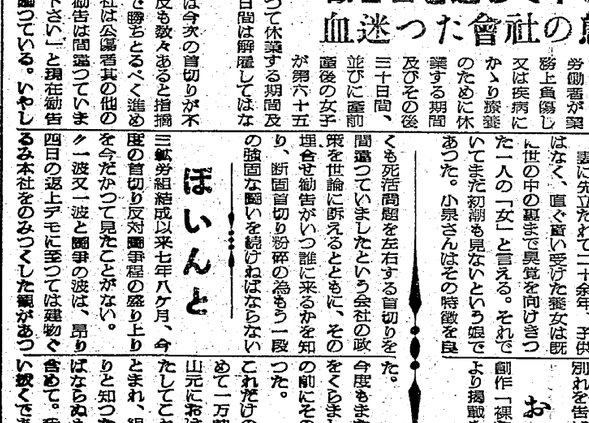

写真は市役所前を行くデモ隊

理由を説明せよ
西山の該當者詰寄る

西山鉱の解雇該当者約五〇名は三日午前十時頃鉱長室に押しかけ冒頭労働基準法第十九条に「使用者は労働者が業務上負傷し又は疾病にかゝり療養のために休業する期間及びその後三十日間、並びに産前産後の女子が第六十五条の規定によつて休業する期間及びその後三十日間は解雇してはならない」とある。組合は今次の首切りが不当であり法違反も数々あると指摘して法廷闘争で勝ちとるべく進めていたが、会社は公然者其の他の人々に「あの勧告は間違つていました。返して下さい」と現在勧告書を受取りに廻つている。いやしくも一旦勧告書を出した理由を説明する様要求したが、会社は「宮浦独自で発表は出来ない」と交渉が長引き、遂に会社側は「宮浦独自で発表は出来ない」と交渉が長引き、遂に会社側は

宮浦でも
首切理由説明せず

宮浦支部では三日の二番方に出勤した退職勧告者及び其の他の組合員の人々が、退職勧告の理由を明白にして貰いたいと繰込場でその説明を主席係員に求めたが、默否権を行使したのでこれが解決するまでは坐込むと人事係、繰込場に坐込んだ。

組合としては事態収拾のため坑長副長と折衝をもち各個人に退職勧告の理由の説明を求めたが安田鉱長、三副長、渡渡人事係長と対決の取りにこぎつけた。安田鉱長「今度の人員整理は中央、地方共組合側と話合がつかないまゝ会社が一方的に行つたのでこういう事になつた」と遺憾の意を表明これに対し勧告書を受取り「基準に該当する心当りが全くないにも拘らず首切り通告を受けた、全く出鱈目だ、感情でやつたのではないか？」と解雇理由の説明を求めて鋭く追求したが会社側は何等はかばかしい返事も出来ずその夫夜に持越し、その間一番方、二番方あがりの組合員、炭婦協もまじえて廻一万二千名を越える〳〵怒れる組合員は約十時間に亘つて完全に本社を制圧、勧告書を会社幹部に叩き返した。

×　×

一番方、常一番あがり、更に夜に入ると共に二番方あがりも續々デモに参加、炭婦協もまじえて廻一万二千名を越える〳〵怒れる組合員は約十時間に亘つて完全に本社を制圧、勧告書を会社幹部に叩き返した。

×　×

河野書記長らが会社と駆け合い三時少し前

一、勧告書を突返すから受取れ

二、解雇理由を明示せよ

三、五日以降も就業させろ

以上三点で交渉に入る。然し川上所長以下主だつたところは遠早く姿をくらまし、残るは末吉労働課長代理、大井管理係長の二人のみ交渉は権限の問題で引つかゝり、所長、次長の所在を追求したが「重要会議に出席中で今居ない」「何処に居るか？」「知らん」「重要会議とは云うが首切り以上に重要な問題があるか、また会議に出席中と云うなら所在がわからん筈はない」と激しく迫るも会社側あくまでも白を切つて要領を得させないので交渉を打切つて末吉課長代理共々手分けして探しに廻る。組は職場の風に包まれる。

遺失物として扱う
不そんな會社側の態度

四時少し前山の上クラブで服部人三、笹通告書を引続き就労させろ事部長を探し当て同道を求め、交渉に三度につき会社側の回答を求めた。これに対し阿部労働課長、中央、地方共に組合が団交をつづけていたから取り戻しに来たようなデモをかけ、さしもの建物も引つくりかえらんばかり、四斗樽をデ一、勧告書は突返すから受取つて呉れたい

勧告書を受取らす
武装警官も寄りつけず

従に時間は経過するが敵突のまは会社の一方的な措置と不誠意に対し交渉は一歩も進展しない。窓外には降りしきる雨に打たれてズブ濡れのまゝ二万をこえる組合員、家族が結果如何と立ちつくして居る。会議室内は極度の緊迫感に包まれ浦川、菊川両副組合長、河野書記長、各支部長、被通告者代表等、交渉委員の面上には死を決し五日名が成行如何にと詰めかけクラグラを取り巻いて盛んなデモを展したが要領を得ず、そのうち疲労共組合員応援に詰めかけクラブに押しかけクラ〳〵とデモを行い、その間松本支部長が鉱長らと鋭意説明する交渉した結果会社側も渋々解雇該当者のみに限り会う事を応諾、午後一時組合側松本、前川正副支部長、浦野厚生部長、本部平島調査部長、上田監事らを交え会社側安田鉱長、三副長、渡渡人事係長と対決の取りにこぎつけた。安田鉱長「今度の人員整理は中央、地方共組合側と話合がつかないまゝ会社が一方的に行つたのでこういう事になつた」と遺憾の意を表明これに対し勧告書を受取り「基準に該当する心当りが全くないにも拘らず首切り通告を受けた、全く出鱈目だ、感情でやつたのではないか？」と解雇理由の説明を求めて鋭く追求したが会社側は何等はかばかしい返事も出来ずその夫夜に持越し、その間一番方、二番方あがりの組合員、炭婦協もまじえて廻一万二千名を越える〳〵怒れる組合員は約十時間に亘つて完全に本社を制圧、勧告書を会社幹部に叩き返した。

×　×

一番方、常一番あがり、更に夜に入ると共に二番方あがりも續々デモに参加、炭婦協もまじえて廻一万二千名を越える〳〵怒れる組合員は約十時間に亘つて完全に本社を制圧、勧告書を会社幹部に叩き返した。

はたかぜの上で交渉
勧告書を受取らす
武装警官も寄りつけず

従に時間は経過するが敵突のまは会社の一方的な措置と不誠意に対し交渉は一歩も進展しない。窓外には降りしきる雨に打たれてズブ濡れのまゝ二万をこえる組合員、家族が結果如何と立ちつくして居る。会議室内は極度の緊迫感に包まれ浦川、菊川両副組合長、河野書記長、各支部長、被通告者代表等、交渉委員の面上には死を決し五日名が成行如何にと詰めかけクラグラを取り巻いて盛んなデモを展したが要領を得ず、そのうち疲労共組合員応援に詰めかけクラブに押しかけクラ〳〵とデモを行い、その間松本支部長が鉱長らと鋭意説明する交渉した結果会社側も渋々解雇該当者のみに限り会う事を応諾、午後一時組合側松本、前川正副支部長、浦野厚生部長、本部平島調査部長、上田監事らを交え会社側安田鉱長、三副長、渡渡人事係長と対決の取りにこぎつけた。安田鉱長「今度の人員整理は中央、地方共組合側と話合がつかないまゝ会社が一方的に行つたのでこういう事になつた」と遺憾の意を表明これに対し勧告書を受取り「基準に該当する心当りが全くないにも拘らず首切り通告を受けた、全く出鱈目だ、感情でやつたのではないか？」と解雇理由の説明を求めて鋭く追求したが会社側は何等はかばかしい返事も出来ずその夫夜に持越し、その間一番方、二番方あがりの組合員、炭婦協もまじえて廻一万二千名を越える〳〵怒れる組合員は約十時間に亘つて完全に本社を制圧、勧告書を会社幹部に叩き返した。

間違つて首切つた
勧告書を返して下さい
血迷つた會社の態度

労働基準法第十九条に「使用者は労働者が業務上負傷し又は疾病にかゝり療養のために休業する期間及びその後三十日間、並びに産前産後の女子が第六十五条の規定によつて休業する期間及びその後三十日間は解雇してはならない」とある。組合は今次の首切りが不当であり法違反も数々あると指摘して法廷闘争で勝ちとるべく進めていたが、会社は公然者其の他の人々に「あの勧告は間違つていました。返して下さい」と現在勧告書を受取りに廻つている。いやしくも一旦勧告書を出した理由を説明する様要求したが、会社は「宮浦独自で発表は出来ない」と交渉が長引き、遂に会社側は「宮浦独自で発表は出来ない」と交渉が長引き、遂に会社側は

宮浦でも
首切理由説明せず

宮浦支部では三日の二番方に出勤した退職勧告者及び其の他の組合員の人々が、退職勧告の理由を明白にして貰いたいと繰込場でその説明を主席係員に求めたが、默否権を行使したのでこれが解決するまでは坐込むと人事係、繰込場に坐込んだ。

組合としては事態収拾のため坑長副長と折衝をもち各個人に退職勧告の理由の説明を求めたが安田鉱長、三副長、渡渡人事係長と対決の取りにこぎつけた。安田鉱長「今度の人員整理は中央、地方共組合側と話合がつかないまゝ会社が一方的に行つたのでこういう事になつた」と遺憾の意を表明これに対し勧告書を受取り「基準に該当する心当りが全くないにも拘らず首切り通告を受けた、全く出鱈目だ、感情でやつたのではないか？」と解雇理由の説明を求めて鋭く追求したが会社側は何等はかばかしい返事も出来ずその夫夜に持越し、その間一番方、二番方あがりの組合員、炭婦協もまじえて廻一万二千名を越える〳〵怒れる組合員は約十時間に亘つて完全に本社を制圧、勧告書を会社幹部に叩き返した。

ぼいんと

三鉱労組結成以来七年八ケ月、今なお今だかつて見たことがない。

今回もまた川上所長はいち早く姿をくらまし、憤りに燃える組合員の前にその姿をさらす事をしなかつたのは大牟田の市長にふさわしい人であろうか。

これだけの大量かく首、家族を含めて一万前後を死地に追いつめた山元における最高責任者としてはたしてこれでいゝか。

今こそ組合員は目の力をはつきりと知つた。真に首切られなければならぬものが誰だと云うことも四日の返上デモに至つては疑ぐる余地もなく本社をのみつくした観があつた。

お斷り

副作「裸おどり」は筆者の都合により掲載を中止致します。

編集部

日・專・連　專　三池專門店会
秋
洋服なら
カッター なら
良品 K 正価
ヤクオーイン
大牟田・要町五月橋筋
TEL2130・2331

味覚の秋　專
菓舗 城屋
大牟田市古町　TEL2636

三池專　專　門店会
呉服洋反服地
清水屋呉服店（きよみずや）
大牟田新銀座　TEL2256

大牟田は炭鑛と四山漬で知らる
農林大臣賞受領
西日本名産百選入選

今村食品　小賣部 四ツ山漬 TEL6329
大牟田市三川町 TEL6054.6330　出張所 京町 TEL3923